

令和4年度 コンプライアンスに係る校内ルール

岡山県立玉野光南高等学校

1 教職員と生徒との携帯電話等による個別連絡について

携帯電話番号やメールアドレス等の交換、また携帯電話やSNS・メール等を利用した個別連絡は、原則禁止としています。特別に必要な事情がある場合は、『携帯電話連絡承諾書』により、事前に管理職及び保護者の許可を得ることとし、必要がなくなったときにはその情報を破棄します。

2 個別指導について

個室での個別指導は原則禁止とし、必ず複数の教員で対応します。やむを得ず個別指導の必要がある場合には、必ず他の教職員または管理職に場所と時間の連絡・報告をします。

3 教員の自家用車への生徒同乗について

教職員の自家用車に生徒を同乗させることは、原則禁止しています。ただし、公共交通機関等の制約があるなどやむを得ない場合には、『同意書』『自家用車生徒等同乗使用承認申請書』により、事前に管理職及び保護者の許可を得ます。

4 公金等の取扱について

学校徴収金については、保護者負担の軽減に努めるとともに、決算及び監査の結果を管理職が点検し、保護者に伝えます。検定、校外模試、部活動費等についても同様です。

5 情報の管理について

個人情報の持ち出しは、原則禁止しています。ただし、特別に必要な事情がある場合は、『個人情報等持ち出し管理台帳』により管理職の許可を得ます。必要最小限の持ち出しとし、持ち出した個人情報は、盗難・紛失がないよう管理を厳重に行います。

6 教職員の校内での携帯電話使用について

校内では、原則として個人の携帯電話やICT機器を持ち歩かないこととしています。緊急連絡・記録用として校内で使用する際には、『校内使用申請管理台帳』により管理職の許可を得ます。

7 クラウドサービスの利用について

教育活動におけるクラウドサービスの利用にあたっては、学校で許可されたＩＣＴツール・アカウントのみ使用し、ログ等で使用履歴を確認できるようにします。

8 相談窓口

学校相談窓口（生徒・保護者対象） ０８６３－５１－２３１１

体罰、暴言、セクハラ等全般 副校長、教頭

生徒指導に関するもの 生徒課

いじめ、悩み 生徒課、教育相談室

※いじめや悩みに関しては、ＳＴＡＮＤＢＹ（スタンバイ）でも相談を受け付けています。

教育委員会相談窓口（生徒・保護者対象）

義務教育生徒指導推進室（いじめ、暴言、体罰等） ０８６－２２６－７５８９

保健体育課（運動部） ０８６－２２６－７５９２

生涯学習課（文化部） ０８６－２２６－７５９６

9 その他

本校の電話対応は、平日 ８：００～１８：３０となっています。それ以外は、電話応答メッセージとなりますので、御了承ください。